

「暫定ケアプランの取扱い」にかかるQ&A

(平成 29 年 2 月 28 日)

※このQ&Aについては『「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A（厚生労働省）』等に基づき甲府市の取扱いの考え方を示したものです。
今後、厚生労働省の見解によりQ&Aの内容について変更する場合がございますので、ご承知おきください。

認定申請（新規・変更・更新）から認定結果が出るまでの間に、サービスを利用する場合の暫定ケアプランの作成にあたっては、認定結果を見込んだ上で、サービス利用開始前に、「居宅・介護予防サービス計画作成、介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」を提出する必要があります。

また、認定結果が見込と違った場合は、事業者の作成した暫定ケアプランをセルフプランとみなし、被保険者に対して給付がなされないことがないようにします。（厚生労働省：平成 18 年 4 月改定関係Q&A（Vol.2）Q52）

Q1 従来の「暫定ケアプランの取扱い」を改める理由は。

A1 甲府市では、認定申請から認定結果が出るまでの間に、暫定ケアプランに基づくサービス利用として、認定結果後に「居宅・介護予防サービス計画作成、介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」を提出していただき給付をするという運用をしてきましたが、総合事業の実施に伴い、『「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A（厚生労働省）』との整合性がとれない等、介護保険制度の運営に支障をきたしていることから、法令及び厚生労働省Q&Aに基づき、暫定ケアプランの取扱いを見直すことといたしました。

認定結果を見込んだ上で作成した暫定ケアプランに基づき、サービスを利用する場合は、あらかじめ「居宅・介護予防サービス計画作成、介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」を提出していることが必要となり、認定結果が見込と違った場合は、セルフプランとみなしケアプラン作成料は請求できなくなるというものです。

Q2 計画作成開始日の翌月以降に提出された「居宅・介護予防サービス計画作成、介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」は、計画作成開始日まで遡って受けられるのか。

A2 「居宅・介護予防サービス計画作成、介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」は、提出された日の属する月の 1 日までは遡ることとしておりますが、月を跨いで遡ることはいたしません。

Q3 認定の更新申請を行なったが、認定有効期限が切れた後に従前の認定と異なる認定結果（従前：要支援⇒更新後：要介護、従前：要介護⇒更新後：要支援）が出た場合の取扱いについて。

A3 認定更新後の認定結果を見込んで暫定ケアプランを作成することから、通常の暫定ケアプランの取扱いと同じになります。

認定更新後の認定結果の見込が、従前の認定と異なる場合は、あらかじめ「居宅・介護予防サービス計画作成、介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」を提出してください。

Q4 暫定ケアプランのサービス利用前に「居宅・介護予防サービス計画作成、介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」を提出せずに、翌月以降に「居宅・介護予防サービス計画作成、介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」を提出した場合、サービス利用の当該月分の保険給付は受けることができないのか。

A4 セルフプランの扱いにより保険給付の適用といたします。

また、やむを得ない事情により「居宅・介護予防サービス計画作成、介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」の提出ができない場合は、事前に甲府市介護保険課にご相談ください。

Q5 セルフプランの扱いにする場合、どのような提出書類が必要か。

A5 居宅介護サービスを利用している場合は、居宅介護サービス計画書の様式 1～7 表の提出が必要となります。また、介護予防サービスを利用している場合は、介護予防サービス・支援計画書、介護予防支援経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）及びサービス利用票・提供票、サービス利用票・提供票別表の提出が必要となります。

Q6 暫定ケアプランに基づくサービス利用の同月内に、認定結果が見込みと違った場合は、「居宅・介護予防サービス計画作成、介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」を提出することにより、当該月の給付管理を行うこととなるのか。

A6 速やかに「居宅・介護予防サービス計画作成、介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」及び変更前の暫定ケアプランを提出し、提出された日の属する月の 1 日からの給付管理を行ってください。